

終活あんしんサポート事業業務委託仕様書

1. 事業名 終活あんしんサポート事業
2. 目的 ひとり暮らしで身寄りがない市民に対し、死後の葬儀・納骨及び自らの意思表示が困難となった際の医療・介護に関する意思の伝達方法等について相談に応じ、当事者の希望により、死後事務委任契約の締結及び医療・介護に関連する意思の適切な管理を支援する。
3. 委託期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日
4. 業務内容
 - (1) 事業に係る相談業務（事業概要の説明、支援内容の検討及び費用等の確認等）及び終活全般に係る相談業務を対面及び電話対応にて実施
 - (2) 事業の利用者及び利用者が選定した協力葬儀会社との3者にて火葬、納骨に係る死後事務委任契約を行う。
 - (3) 利用者が死亡した際の火葬、納骨等の諸手続き及び支払いの実施。
 - (4) 以下のサービス体制を整備し、希望者があった場合は希望の項目とサービスを提供する。
 - ①定期的な電話連絡及び自宅の訪問
 - ②病院、施設等への入退院（所）時及び入院（所）中の支援
 - ③書類等の預かり保管
 - ④市役所等の公共サービス等の手続き支援
 - ⑤利用者死亡後の、市役所等での手続き及び必要経費の支払い
 - ⑥貸家の明け渡し及び家財等の処分
 - (5) 旧事業の協力葬儀会社及び他の葬儀会社への事業説明及び事業の広報
5. 対象者 下記の全ての要件に該当する者
 - (1) 熱海市に住所を有し、居住している単身者
 - (2) 満70歳以上で、支援可能な家族等がない者。ただし、65歳以上であって、要介護認定を受けている者、重篤な疾病により余命が短いなどの事由がある者については、柔軟に対応する
 - (3) 事業の契約内容を理解する事ができる判断能力がある者
 - (4) 生活保護を受給していない者
 - (5) 負債がない者
 - (6) 契約時に必要な預託金が支払える者
6. 費用 事業に係る費用は利用者負担とし、4(2)(3)に要する費用300,000円を基本額とする。また、4(4)⑤⑥について希望する場合、公正証書遺

言による遺言執行者の指定を必須とし、その作成に係る費用は本人負担とする。

7. 預託金 利用者は契約にあたって受託者に死後事務に係る費用を預託する。預託の対象となる費用は、基本額及び4(4)⑤⑥に係る費用等相当額とする。また、預託金の管理については、その保全を確実に行われるよう対策を講じる。なお、4(4)②③④に係る費用は契約時には徴収せず、該当の活動が生じたときに徴収する。
8. 報告 四半期ごとに、一部完了報告書または完了報告書と活動報告書を提出する。
9. 支払方法 委託料は四半期ごとの支払いとし、委託者は請求書受領後30日以内に銀行振込により支払うものとする。

10. 旧事業の継続

従前の「終活支援事業あんしん」の登録者は、その契約を継続するものとする。ただし、当事業における追加項目を希望する場合は、前契約を解消し、新規に契約を締結するものとする。

11. その他

- (1) 受託者は、この仕様書に明記されていない事項であっても、業務上必要と認められる事項については、委託者と協議し、その指示を受けるものとする。
- (2) 市が仕様内容の履行確認を行い業務委託が良好に遂行できると認められる場合には、協議の上、見積り合せを実施し、契約更新ができるものとし、その限度は、2回とする。(契約は1年度ごとに行う)